

## 国際人権クリニックの理念と歩み

阿部 浩己  
(本法務研究科教授)

### 1 理念——国際人権クリニックの追い求めるもの

#### (1) 何をめざすのか

中長期的に本クリニックを通じて実現しようと構想しているのは次の3点である。第一は、グローバル化時代において国際的正統性を獲得した国際人権の担い手を日本から送り出すこと。第二は、法実践を通じた社会正義追求の機会を提供すること。第三は、法／制度を相対化する視座を涵養すること、である。

第一点については、自戒の意味を大いに込めてではあるが、国際人権法の創造と運用を中心に担い続けているのが欧米の法曹（あるいは欧米で法曹教育を受けている者）であるという実態に鑑み、そうした国際人権法の偏頗性をいくばくかでも是正するために非欧米圏に所在する日本からの貢献を増す必要を痛感してのことである。端的にいってしまえば、日本の法曹による国際公益への貢献は（その実力に比して）あまりにも小さすぎ、また、司法制度改革論議の中でも、こうした点への言及が乏しいことへの批判的な意味合いもある。

第二点は、国際人権法を現に必要としている者がほぼ例外なく社会的被傷性の強い者（the socially vulnerable）であることから、そうした人々や事案との接触を通じて、すべての法曹に欠かすことができぬ（はずの）社会正義の視座を養うことを企図してのことである。

第三点は、やや野心的にすぎるかもしれぬが、法科大学院の法曹養成教育を支配している国内法中心主義、裁判中心主義、法解釈中心主義と

いう三つの「中心主義」を脱構築する（deconstruct）ことを意味している。国際人権クリニックでは、国内法に対する国際法、裁判に対する裁判外紛争処理手続き、法解釈に対する社会的動員といった、二分法言説において常に劣位のポジションを与えられる項を意識的に前景化させることで、未来の法律家たちの思考を揺さぶり、法の可能性を自覚的に切り開いていく契機を提供しようと考えている。

#### (2) どのような場に関わっていかうとしているのか

中長期的には、大学を超えて次の四つの場への貢献を想定している。第一、国際人権保障メカニズム、第二、国内裁判、第三、行政手続、第四、社会／市民運動。

国際人権保障メカニズムの中では、主要人権条約に備えられた国際人権救済申立手続（個人通報制度）へのかかわりが最適なものの一つだろうが（実際に、ハーバードなど米国のロースクールでも、たとえば米州人権委員会といった国際人権機関への申立に臨床法学教育の観点から関わりをもっている）、現時点まで日本政府がその受諾を拒否し続けていることもあり、定期報告制度が最も現実味ある場といえる。「対抗報告書」の作成に法的知見を動員しながら能動的に関わることができれば、と考えている。

国内裁判において国際人権法が援用されることはいまや例外的事象ではなくなっている。抗告訴訟、国賠訴訟、不法行為訴訟、刑事事件等

に、国際人権法の観点から意見書を提出できるような力を蓄えていきたい。

行政手続にあっては、とりわけ難民認定や退去強制手続など、高度の専門性を必要とされるゆえか、パラリーガルも含め関与者の絶対数が不足している領域に参画することを考えている。また、社会／市民運動については、人権擁護の最前線に立つNGO/NPOとの制度的連携により、法科大学院のもつ資源を漸次拡充させながら、貢献の幅を広げていきたい。

## 2 現状——来し方を振り返る

### (1) 法律相談への対応

大きく振りかぶった上記理念に比べると、これまでに残しえた実績はといえば、様々な制約（国際人権クリニックの意義が十分に認識されないことにとどまらず、法科大学院そのものへの重圧が強まっていることもここでいう「制約」に含まれる）も重なって、けっして満足できるものではない。その責が、担当教員である私自身の力量不足に帰せられることはもとよりいうまでもない。

2005年に開始された国際人権クリニックの活動は、現在までのところ、国際人権にかかわる「法律相談」への対応と、講演会・研修会等を通じた問題関心の喚起に局限されている。上述した、法科大学院の「外」にある場にかかわっていくための基礎体力づくりの段階にある、というべきだろうか。

法律相談への対応にあたっては、いうまでもなく、実務家の関与が不可欠であり、当初は、横浜弁護士会人権擁護委員会外国人部会所属の弁護士の方がたに、法律相談の都度、大学に赴いていただいていた（延べ人数6名）。幸いなことに、2007年9月に、国際人権法についての深い識見と問題関心を有する、同弁護士会所属の小豆澤史絵弁護士に国際人権クリニック担当の非常勤講師にご就任いただき、以後は、同弁護士の支援と監督を仰ぎならば、法律相談等への対応にあたってきている。

### (2) 若干の実績

法律相談は神奈川大学の他のクリニックでも行われているとはいえ、国際人権部門で扱うもののなかには、高度の専門性と判断を必要とするものが少なくない。国際人権法についての理解はもとより、憲法、出入国管理及び難民認定法、外国人登録法、戸籍法等々の知識を効果的に動員することではじめて問題解決への道が切り開かれるものがほとんどである。より正確には、法的解決が困難というしかない問題に、法曹がどのように応えるのかという悩ましきケースの連続、というべきだろう。

とはいえ、神奈川大学側の体制（通訳も含む）がなかなか整えられないこともあって、潜在的相談者への情報提供が行き届かず、法律相談の件数は2005年度3件、2006年度3件、2007年度2件、2008年度（9月末現在）3件、にとどまっている（このほかに、講演会・研修会は、2005年度5回、2006年度2回、2007年度3回）。「とどまっている」と評したのは、月に1件を一応の目安においてきたからである。

法律相談の内容は多岐にわたるが、あえてまとめるとするならば、外国人の上陸・在留にかかわるものがほとんどであったということになる。なかでも困難なのは、事実上の無国籍状態にある非正規滞在者からの相談であり、時には、出身国の異なる者が家族を構成しているためその離散をいかに防止するかが悩ましき問題となる。

国際人権クリニックの法律相談は文字通り生死にかかわるものや、言語的困難もあることから、2時間の相談予定時間が大幅に延びることもある。事案によっては、1度の相談ではとうてい済まず、事後のフォローを行い、実務家の監督の下に、こちらから赴いて必要な支援活動を実施することもある。

このほか研修会では、現場の方をお招きして外国人登録の実際を学んだり、国際難民法の現状をインプットすることなどにも力を傾けてきた。

### 3 未来への歩み

参加者との意見交換などから判断するに、法律相談や講演会・研修会は、切迫した人間生活の実態や法の可能性・限界について思考の幅を広げる有益な機会になってきたことは間違いないだろうと自負している。法曹となる動機づけを再確認できた者も少なくあるまい。適切な法律相談の件数を恒常的に確保する意味合いもかねて、県内や周辺自治体に所在する人権 NGO/NPO との連携をいっそう強化していく所存である。

その一方で、本法科大学院には、国際人権法・国際人権法演習が展開先端科目として用意されているところ、それらの学修は、国際人権クリニックの受講要件とはされていない。参加希望者の幅を狭めないようにとの配慮からだが、専門的な知見が必要とされる法律相談への参画

を効果的に実現するには、クリニック参加者に対する適切な指導を制度的に強化することが大切であると痛感している。また本学では学内法律事務所設置に向けて現在議論を重ねているところだが、上記「1 理念」で述べた事項の実現に向けても、学内事務所の設置は欠かせぬところと考えている。

移民国家への移行が半ば unavoidable この国において、国際人権法を用いた権利擁護の場はますます必要とされていくだろう。国際人権クリニックが、グローバルとローカルを結びつけるダイナミックな学びの場となり、世界を眼差す有意な法曹志望者の一つの拠点となれるよう、道のりは遙かなれど、知恵を絞り、しっかりと歩みを重ねていきたいと思念している。基礎体力づくりの段階から、中長期的な構想の実現に向けて具体的な一歩を踏み出していきたい。